

2026年2月

お客さま 各位

淡路信用金庫

## 「貸保護函・貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は、淡路信用金庫に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、「現金」はマネー・ローンダリング等のリスクが高い物品として明示されております。これを受け、当金庫は、以下のとおり「貸保護函・貸金庫規定」を一部改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、すでにご利用いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承願います。

### 記

#### 1. 主な改定内容

- (1) 貸保護函・貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- (2) 貸保護函・貸金庫の契約時および利用時に利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと

#### 2. 規定改定日

2026年4月1日（水）

#### 3. ご留意点

現在ご利用中の貸保護函・貸金庫に「現金」を格納されているお客さまは、次回のご来店時に「現金」をお取り出しいただきますようお願いいたします。

#### 4. 改定後の「貸保護函・貸金庫規定」

こちらよりご確認ください。

以上

今日も楽しい おつきあい



淡路信用金庫